

広島県告示第四百六十七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百九条第三項の規定によって、次の内水面における第五種共同漁業権の遊漁規則の変更を平成二十二年五月十一日認可した。

平成二十二年五月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 漁業権者の名称及び住所

1 名称

田総川漁業協同組合

2 住所

庄原市総領町下領家一―三

二 免許番号

内水共第四十二号、内水共第四十三号及び内水共第四十四号

三 変更の内容

第四条第三項第一号の住所「甲奴郡総領町大字稲草」を「広島県庄原市総領町下領家一番三号」に改め、納付場所「山崎豊明」を「田総川漁業協同組合」に改め、電話番号「（〇八二四八八）二二一〇」を「（〇八二四―八八―二二二七）」に改めるとともに、第二号から第四号を削り、新たに第二号として「その他組合の指定する場所」を加える。

同条に第四項として、新たに「前項で指定した納付場所は、組合事務所に掲示して周知を図る。新しく納付場所を指定したときも同様とする。」を加える。

附 則

この規則は知事の認可があった日から施行する。